

千葉県立中央博物館市民研究員受入事業実施要項

令和 7 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 本要項は、千葉県立中央博物館（以下、「当館」という。）が、社会教育施設として一般公衆等に対して自然科学及び人文科学の研究の機会を提供するため受け入れる研究員（市民研究員）に関する事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 市民研究員は次の各号にあげる要件に該当するもののなかから館長が承認したものとする。

- (1) 当館研究員の助言や指導のもと研究を行う一般公衆。
- (2) 原則 18 歳以上の者。18 歳未満の場合、保護者の承諾を必要とする。

(受入期間)

第 3 条 市民研究員の受入期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とする。なお、更新することもできる。

(申請)

第 4 条 市民研究員を希望する者は、千葉県立中央博物館市民研究員申請書（以下、「申請書」という。）（別紙様式 1-1）を館長に提出するものとする。

(受入許可)

第 5 条 館長は、申請書の提出があった場合、内容を審査するとともに、受入れ体制の調整を行い適当と認められた場合、承認通知書（別紙様式 1-2）を持って通知するものとする。承認された申請者は、誓約書（別紙様式 1-3）を提出しなければならない。

(施設等の利用)

第 6 条 当館の設備や資料、図書の利用に際しては、当館職員の指導または立ち会いのもとで使用するものとする。

(経費)

第 7 条 市民研究員の研究活動に伴う諸経費について、博物館は負担しない。

(成果の公表)

第 8 条 承認された研究課題の研究成果を公表する際は、当館の市民研究員であることを明示しなければならない。また、発表後すみやかに、論文などの別刷・PDF 等を館長あてに提出しなければならない。成果は館事業の中で発表することもできる。

(報告)

第 9 条 市民研究員は、受入期間が終了するまでに研究成果報告書（別紙様式 1-4）を当館に提出しなければならない。

(研究不正防止)

第 10 条 市民研究員は「千葉県立中央博物館における研究活動上の行動規範」を遵守し、研究の各過程において、不正行為（ねつ造、改ざん、盗用など）を行わない。また加担しない。なお、市民研究員は、研究期間において当館で実施される研究倫理に関する研修会に出席することができる。

(損害賠償)

第 11 条 故意又は重大な過失により、当館の施設及び機械器具等を破損または滅失したときは、当該市民研究員がその損失を賠償するものとする。

(災害補償)

第 12 条 市民研究員の研究活動中に本人に生じた事故については、原則として自己責任とする。

(遵守事項)

第 13 条 市民研究員は次の各号にあげる要件を遵守しなくてはならない。

- (1) 研究上もしくは館内で知り得た非公開情報について守秘義務を有する。
- (2) 館外においては、中央博物館の許可なく、市民研究員は単独でその肩書きを利用したあらゆる活動を行うことができない。

(資格の取消し)

第 14 条 市民研究員がこの要項に定められた事項を遵守しない場合、あるいは市民研究員としてふさわしくない事態が生じた場合には、館長はその資格を取り消すことができる。

附則

(施行期日)

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(前要項の廃止)

千葉県立中央博物館外部研究員受入事業実施要項（令和 2 年 3 月 13 日制定）は、令和 7 年 3 月 31 日から廃止する。